

(仮称) 自治基本条例素案検討委員会会議録 (概要)

| | |
|----------------|--|
| 会 議 名 | 第 9 回会議録 |
| 開 催 日 時 | 平成 22 年 1 月 11 日 (月・祝) 13 : 30 ~ 15 : 00 |
| 開 催 場 所 | 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2 階第 1 会議室 |
| 出席委員氏名 | 青木委員、浅野委員、石井委員、一色委員、鵜飼委員、 太田委員、古池委員、谷口委員、平井委員、松下委員、 八木委員、山口(善)委員、山口(昇)委員 計 13 名 |
| 欠席委員氏名 | 今井委員、岩原委員、松井委員、松村委員 計 4 名 |
| 出席した市職員 | 企画部次長、企画政策課長、同副主監 1 名、同主査 2 名、 同主任 1 名 計 6 名 |
| 会 議 事 項 | 1. 条文素案の検討 |
| 会 議 内 容 | |
| 事務局(企画政策課副主監) | <p><u>市民憲章唱和</u></p> <p style="text-align: center;">(市民憲章唱和)</p> <p>議事に入る前に一つ訂正がございます。第 7 回会議録についてです。会議録の 8 ページをご覧ください。平井委員さんのご発言の中に「2300 人のアンケート」という部分がありますが、正しくは「2800 人のアンケート」でございました。こちらの間違いでございまして、申し訳ありませんでした。(市ホームページに掲載の第 7 回会議録は訂正済)</p> <p>それでは、委員長さん、よろしくお願いします。</p> |
| 松下委員長 | <p><u>条文素案の検討について</u></p> <p>今日は、今までの検討を踏まえて、専門の立場からも見てもらっていますので、別の視点からさらに検討していくこととなります。今日は、お手元にあります素案をベースにやっていきたいと思います。今日見ていただくときは、俯瞰的・全体的に見ていただきたいと思います。あわせて、今まで個々に議論してきたことを踏まえて、うまく表現されているかどうかを見ていただきたいと思います。それでは、事務局から、説明をお願いします。</p> |
| 事務局(企画政 | 資料①は、第 7 回と第 8 回の検討結果をまとめたものです。 |

| | |
|--------|---|
| 策課副主監) | <p>資料②は、素々案を事務局で修正し、さらに市の法制担当の審査を受けたもので、黄色部分は委員会の検討結果を元に事務局で修正したもの、青色部分は法制担当が例規にする上での審査という観点から「てにをは」を含め細かく修正を行ったものです。また素々案に、参考のために掲載してありました「提言書該当箇所」は、今回は削除してあります。</p> <p>それでは、主な修正点についてご説明します。</p> <p>「前文」については、「地方分権」を「地域主権」に、「普遍の理念」を「原則」に、委員会の見解に基づき修正してあります。</p> <p>続きまして第1条ですが、「市民自治による」を削除し、最後の行、「まちづくりを推進し」の後に「もって市民が幸せに暮らせるまちを築く」を追加してあります。また、前文・説明ともに、「行政」はすべて「執行機関」に置き換えてあります。</p> <p>第2条は、最高規範性の担保ということで、この条文自体はそれほど変わっておりませんが、最後のページの付則第2項として「議会及び執行機関は、この条例の施行の際、現に存する条例、規則等その他のまちづくりに関する諸制度について、第2条に定めるこの条例の位置付けに鑑み、必要な検証を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとします。」を追加し、最高規範性を担保してあります。</p> <p>第3条は、「『市』の定義を追加する」という委員会の結論に基づき事務局で書き加えましたが、法制担当の審査により、「市」の定義は条例には馴染まないということで削除されています。理由としては、一般的に「市」は、議会及び市長、その他の市の執行機関で構成される一宮市という地方公共団体を指すわけですが、条文によっては、「市の区域」とか、「市意思決定機関」という場合の「市」の使い方とか、条文ごとで「市」の概念が微妙に変わることが通常ですので、定義にはなじまないということです。豊田市の条例の解説文にも同様の記述があります。ただし、定義をすることが違法ということではありませんので、後ほど議論していただきたいと思います。私ども事務局と法制担当の意見としては、定義しないほうがよいということです。</p> <p>次に第3号の「市民自治」ですが、第3号に限らず、原則・定義・第1条からすべて削除されています。理由としては、「住</p> |
|--------|---|

| | |
|---------------|--|
| | <p>民自治」「団体自治」という言葉に比べ、用語としてまだ確立しておらず、一部で使われているに過ぎず、あいまいであるということで条例全体から削除されています。これについても委員会で再度議論していただければ、結論は変わってくるかと思えますので、よろしくお願いします。</p> <p>続きまして第 4 条です。「市民自治の原則」を削除して、「情報共有の原則」を最初に持ってくるという並び替えがしてあります。</p> <p>第 8 条については、「子どもの参加の機会の保障」を、別条項として加えた方がよいという結論でしたので、第 9 条として加えてあります。後ほどご審議ください。</p> <p>第 11 条は、タイトルを「苦情等への対応」から「市政に関する意見等の取扱い」に変更し、それに合うよう説明も変更しました。条文の趣旨を変えたということではなく、言葉使いを変えたという程度の修正です。</p> <p>第 17 条は、「地域でのまちづくり」から「地域におけるまちづくり」にタイトルを変更し、中身も、「連区を中心としたまちづくりを進めるきっかけになるような条文にする」という委員会での指摘でしたので、そのような内容としました。</p> <p>第 22 条は、「財政状態の現状と予測」を、「予測」はなかなかむつかしいということで「財政状況」としました。</p> <p>第 3 章のタイトルが「市民自治によるまちづくり」から「市民によるまちづくり」に変わっております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いします。</p> |
| 松下委員長 | <p>前회가 12 月 20 日でしたので、短期間に、説明文までよく見ていただいたと思います。事務局が法制担当と議論し、全体には、趣旨をよく受け止めて、最高法規性を具体化する部分を付則に入れるなど工夫が見られますね。予想とはやや違って、非常に前向きな表現になっていますが、どうでしたか。</p> |
| 事務局（企画政策課副主監） | <p>最初は、「ですます調」自体に抵抗があるということでしたが、ご理解いただきまして、細かいところまで、説明文の言葉づかいも分かりやすいように検討していただき、例えば、第 10 条の「進捗」という漢字が常用漢字ではないのでルビを付けたりと、法制のルールに従って時間をかけて前向きに検討していただき</p> |

| | |
|----------------------|---|
| <p>松下委員長</p> | <p>ました。事務局としても、法制担当と一体として、市の案としてこの案をお出ししていますので、よろしくお願いします。</p> <p>目次は後で見ていただきたいと思いますが、感じたことは、第2章と第3章との違いがほとんどないので、一体化かなという感想ですが、中身をみてから検討したいと思います。それでは、前文から検討していきたいと思います。</p> <p>前文では、前回の検討から、「地域主権」と入れましたが、何か違和感があるとかございますか。</p> |
| <p>太田委員</p> | <p>冒頭で意見ですが、削除した部分や追加された部分があるので、事務局で読んでいただいて、流れが把握できますので、全文を読んでいただいて、検討していただいたほうがわかりやすいかと思います。</p> |
| <p>松下委員長</p> | <p>もう一回、後で、前文を読んでみようということでもいいですね。それでは、次、目的です。いかがですか。</p> |
| <p>石井委員</p> | <p>「市民自治」という言葉が全体を通してなくなったので、さみしい感じですが。1年間かけて、市民のみなさんと議論していたプロセスの中で、市民自らが担っていくという意思表示が「市民自治」という言葉に端的に表れていたと思います。それが、「市民自治」という言葉が確立していないからという理由で消えてしまうということが、残念というかさびしい気がしています。問題提起ということでお願いします。</p> |
| <p>松下委員長</p> | <p>この件については第3条も含めて議論したいと思います。おそらく、今日の中での議論のポイントだと思います。「市民自らが主体的に公益活動を担っていこう、責任も負っていこう」といったことをずっと検討されてきたわけですから、その言葉を消していいのかという大事な部分ですから。</p> |
| <p>事務局(企画政策課副主監)</p> | <p>太田委員から、さきほど、事務局が読んでから検討していただきたいという意見があったと思うのですが。</p> |
| <p>太田委員</p> | <p>全部読んでから検討していったほうがわかりやすいと思いま</p> |

| | |
|---------------------|---|
| | <p>すので、そのほうが良いと思いますが。</p> |
| <p>松下委員長</p> | <p>はい、それでは、朗読してから検討しましょうか。</p> |
| <p>事務局(企画政策課主査)</p> | <p>〈前文朗読〉</p> |
| <p>松下委員長</p> | <p>どうですか。</p> |
| <p>平井委員</p> | <p>前文とは、存在するものに対する認識という意味で、これを読んだ人がすぐわかるようにということだと思います。私たち考える会では、条文の中に「最高規範」という言葉がほしいところでしたが、先ほどの説明で、付則に作られたということで納得しました。市民憲章については、説明の中に「市民憲章に掲げられた精神を尊重したまちづくり」という記述があり、これで最高規範なのかという疑問もありました。ここにも最高規範があるとしたら付則と重複しているのかなとも思うわけですが……。前文は、非常に大事な部分だと認識していますが、みなさん、どのようにお考えになりますでしょうか。</p> |
| <p>松下委員長</p> | <p>前文が、条例の全体像がうまく表現できているか、そのように読めるかどうかということですね。どうでしょうか。違和感があるとかございますか。今は、分かりやすく、長さもほどよく、市民憲章も出てきています。おそらく、すべてを書き切るのは難しいと思います。市民も責任をもって新しいまちを作っていくということが言われていて、前文としては、他のまちと比べてもいいと思いますが。よろしいですか。</p> <p>それでは、次、目的をお願いします。</p> |
| <p>事務局(企画政策課主査)</p> | <p>〈第1条朗読〉</p> |
| <p>松下委員長</p> | <p>非常にソフトな書きぶりになっています。最後の言葉も非常に珍しい言葉になっています。「市民自治」は消えていますが、第3条で検討してもいいですし、ここで検討してもいいと思いますが。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 平井委員 | <p>目的の読み方というのは、最後の部分、「市民が主体のまちづくりを推進し、もって市民が幸せに暮らせるまちを築く」というのがぴったり収まっているかどうかということですね。</p> <p>パブリックコメントを出される時に、この説明文も一緒に出していただけるのかどうか、いかがでしょうか。考える会では、「分かりやすく」を心がけていましたが、分かりやすくするには説明文も市民の方に読んでいただくと、さらに理解が深まると思うのですが、いかがでしょうか。</p> |
| 事務局(企画政策課副主監) | <p>通常、条例をパブリックコメントにかける場合は条例文のみですが、趣旨を説明しないと一般市民の方には当然分かりませんので、説明文も合わせて出せるよう検討させていただきます。</p> |
| 松下委員長 | <p>この条例は、条文の中には書けないけれど説明に書いていこうということがあって、そういう意味では説明文とセットですので、ぜひ、説明文も合わせて、市民の方の意見を聞いていただきたいと思います。それでは、よろしいですか。次、第2条。</p> |
| 事務局(企画政策課主査) | <p style="text-align: center;">〈第2条朗読〉</p> |
| 松下委員長 | <p>最高法規性のところを分かりやすくという部分です。ここは、よろしいですか。</p> |
| 事務局(企画政策課主査) | <p style="text-align: center;">〈第3条朗読〉</p> |
| 松下委員長 | <p>(2)「市」の定義の議論は、議論を思い出しますと、「市」というと役所を思い出す。議会も市なの?という疑問から、定義をしてほしいということになりました。他方、法制担当としては、「市の区域」の「市」という意味が違うように、それぞれの場合に応じて解釈できるように、あえて「市」の定義はしないほうが良いという意見だと思います。</p> <p>「市民自治」については、用語として確立されていないというところでした。だからといって書いてはいけないということ</p> |

| | |
|---------------|--|
| 事務局(企画政策課主査) | <p>ではないので、この委員会としてどうするかということですが、いかがですか。</p> <p>もしここで、市を定義すると矛盾するところが出てきますか。</p> |
| 事務局(企画政策課主査) | <p>委員長が今おっしゃったように、「市の区域内」の「市」は定義と合ってきません。また、18条の「市の意思決定機関」という部分も矛盾が出てくると思われます。条文によって「市」の意味が違ってくることが懸念されます。</p> |
| 松下委員長 | <p>逆に言うと、もし定義しないとなると、明確にするには、「市」というところを「議会及び執行機関」と書き換えかえなくてはいいませんか？</p> |
| 事務局(企画政策課副主監) | <p>市の定義がなくなれば、「議会および執行機関」と変える部分も発生すると思います。</p> |
| 松下委員長 | <p>これは委員会の意見なので、みなさんとしてはどちらがいいかという、素直な意見でいいと思います。法令審査や議会審議のときに、委員会で決めたとおりにいくかどうかは別の議論ですが、委員会としては、市民感覚としてはこっちがいいということで、「市」や「市民自治」の定義をあえて入れるということでもいいと思いますが。</p> <p>「市」の部分はあえて定義しなくてもいいと思う方、挙手をお願いします。(挙手多数)</p> <p>それでは、「市」の定義はしません。</p> <p>次は「市民自治」です。これ一番の問題だと思いますが、「市民自治」という言葉を消すか消さないか。議論が難しいですが。</p> |
| 石井委員 | <p>ちょっと補足的になりますが、私は、ここで消されている定義も違和感があって、これはたぶんまちづくりのことを言っているのだと思います。大事なことは、私がイメージするのは、自分たちが主体的に決定に関与して、自分たちで責任をもって行動もするしチェックもするしということを含めた言葉が「市民自治」だと思います。説明文には、そのように書かれているのですが、定義に今書かれている言葉であれば必要ないと思います。</p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>松下委員長</p> | <p>「市民自治」という定義自体が、法制担当が言うように難しいんですね、きっと。だから、あえて定義すると矛盾するので、そこは、自然な活動の中で委ねるという判断ですね。定義は作らないけれど、第 1 条にある「市民自治によるまちづくり」という言葉は、あいまいだけれど、多少幅があるけれど、入れておいたほうがいいのではないかというのが、石井委員の意見ですね。いろいろな議論の方法があると思いますが、一つには、「市民自治」の定義はおかないけれども、文章に入れるという私の提案はどうでしょうか。</p> |
| <p>浅野委員</p> | <p>「市民自治」というのはまだこなれていないし、捉え方の違いが出てくるのではないのでしょうか。前文に「市民もまちづくりを担い、かつ責任を負う」とはっきり書いていますので、「市民自治」と言う言葉は消してもいいのではないのでしょうか。徳川時代の堺市辺りの「町人自治」という言葉が浮かんできました。あの場合はあくまで、町人が取り仕切ってきたという印象がありますが……。そういう意味では、前文には「市民もまちづくりを担い」ということで、「市民も」ですから、市民も議会も行政もということ、まずはこの程度で、後は責任を負うと。こういう表現が前文に基本理念としてはっきりと書いてありますので、私の感覚では「市民自治」は一応消すということですか。</p> |
| <p>谷口委員</p> | <p>石井委員がおっしゃったように、ここに書いてしまうと、「住民自治」と「まちづくり」がごっちゃに扱われてしまうという危惧があります。「市民自治」そのものを明文化したものがこの条例で、それを市民が実行することが「市民自治」であるという扱いがよいと思います。これ全部が「市民自治」であり、「市民自治」の宣言文になっていると思うので、用語の定義にするのではなくて、これそのものがその思想で貫かれているという捉え方にしたほうがいいのではないかと思います。</p> |
| <p>松下委員長</p> | <p>あえて定義せず、目的にも「市民自治」と書くことはない。まちづくりは市民自治なのだから、限定せずに、書くことはないということですね。それでよろしいですか。</p> |

| | |
|---------------|--|
| 石井委員 | <p>趣旨はよくわかるし、そのとおりだと思います。たぶん、ここで議論している人は理解できますが、市民の方が見て、他の市町村とどこが違うのかというとき、洗練されて議論を尽くしているがゆえに、すごくオーソドックスになっているように見受けられてしまいます。尖っていないというか……。本当にいいものだと私は思っていますが、それは、受け止める市民にとってメッセージ力に欠けてしまう印象があります。なので、違和感が多少あるにしても、そういう言葉を紛れ込ませておいた方が、何のためのものなのかが伝わる気がします。定義には載せなくてもいいかなと思いますが、なにがしか、市民がこれからまちづくりにもっと関わっていくんだというメッセージを残したいなと思っています。</p> |
| 松下委員長 | <p>谷口委員がおっしゃった「条例全体がまさに市民自治です」ということはこの中に出ているわけですから、例えば、前文の説明文の中に「これが市民自治だ」ということを、言葉としての「市民自治」を入れてはどうでしょうか。</p> |
| 谷口委員 | <p>「この存在が市民自治なのです」と読めるように、「これがわれわれの決意の表れだ」ということが書いてある方がいいということだと思います。「市民自治って何？」と聞かれた時、「これを読んでください」ということだと思います。</p> |
| 山口(昇)委員 | <p>全体の流れとしてはこれでいいと思いますが、「市民自治」という言葉がなくなってしまう。前文の説明文の中に、何らかの形でうたっていたらと思います。</p> |
| 事務局(企画政策課副主監) | <p>前文の説明文について、もう一度練りまして、次回に提案したいと思います。</p> |
| 松下委員長 | <p>それでは、次、第4条～第8条まで。</p> |
| 事務局(企画政策課主査) | <p style="text-align: center;">〈第4条～第8条朗読〉</p> <p style="text-align: center;">【第4条から第8条について、特に意見なし】</p> |

| | |
|--------------|---|
| 松下委員長 | それでは、第9条。 |
| 事務局(企画政策課主査) | 〈第9条朗読〉 |
| 松下委員長 | これは、前回の議論で「子どもの参加」を追加するという ことで、追加された部分ですね。 |
| 石井委員 | ここは、「市は、市民が、子どもの頃から・・・」としたほう が素直な文章ではないですか。 |
| 事務局(企画政策課主査) | ここは、事務局で今おっしゃったように書いたのですが、法制 がこのように直してきました。 |
| 松下委員長 | 「市民が」の位置は、分かりやすくなっていればよいことで すよね。書いてある中身はどうかなというところです。 |
| 八木委員 | 検討委員会では、できるだけ市民の方に分かりやすい文面に しようということで検討してきましたので、もう一度、法制に ぶつけるということでいいのではないのでしょうか。 |
| 山口(善)委員 | 一般に「市民」というのはすべて使ってきていますが、ここ では、子どもだけを対象にしていますので、「市民が」というの をカットしてもいいのではないのでしょうか。 |
| 松下委員長 | いかがです。そのほうがわかりやすいかもしれませんね。そ れでは、カットしていきましょう。それでは、第10条 |
| 事務局(企画政策課主査) | 〈第10条朗読〉 |
| 松下委員長 | 総合計画が「第2章市民参加のまちづくり」に入っているの がミソですね。他の市町では、行政の部分に入っていることが 多いです。市民が加わって総合計画を進めるところに力 点が置かれています。よろしいですか。それでは第11条。 |

| | |
|---------------|---|
| 事務局(企画政策課主査) | <p style="text-align: center;">〈第 11 条朗読〉</p> |
| 松下委員長 | <p>いかがですか。1 項後段の「この場合においては」の以降は、前はどうなっていましたか。</p> |
| 事務局(企画政策課副主監) | <p>「その苦情等について関係のある者との間においては、中立な立場で処理しなければなりません。」となっていました。</p> |
| 石井委員 | <p>「中立な」と「中立的な」の違いは何ですか。</p> |
| 事務局(企画政策課副主監) | <p>法制が変えてきており、確認していませんが、わかりやすくという観点だと思います。</p> |
| 松下委員長 | <p>よろしいですか。それでは第 12 条。(以下第 12 条から第 14 条まで)</p> |
| 事務局(企画政策課主査) | <p style="text-align: center;">〈第 12 条～第 14 条朗読〉</p> <p style="text-align: center;">【第 12 条から第 14 条について、特に意見なし】</p> |
| 八木委員 | <p style="text-align: center;">〈第 15 条朗読〉</p> <p>「他の非営利活動団体等」の「等」は何を指していますか。</p> |
| 事務局(企画政策課副主監) | <p>NPO だけではなく、町内会等の地域活動団体とも連携を図るという趣旨です。</p> |
| 石井委員 | <p>であれば、説明文にその説明を入れていただいているのでしょうか。</p> |
| 松下委員長 | <p>わかりました。そうしましょう。</p> |
| 事務局(企画政策課主査) | <p style="text-align: center;">〈第 16 条朗読〉</p> <p style="text-align: center;">【第 16 条について、特に意見なし】</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p><第 17 条朗読></p> |
| 松下委員長 | 前はどうなっていましたか。 |
| 事務局(企画政策課副主監) | 前と比べると、「連区」という概念を付け加えた部分が多いです。 |
| 石井委員 | 実行性の中に入っているかもしれませんが、「自ら考え」のあとに、「自ら決定し」というプロセスを入れたほうが良いと思いますが、どうでしょうか。 |
| 松下委員長 | いかがですか。これでカバーされているかなと思いますね。 |
| 八木委員 | 「決定」まで踏み込んでしまうと、少し制約されるかなと思います。連区を入れることによって、実行できるようにするためという部分がかなり出ていますので。 |
| 松下委員長 | それではこのままでいいですね。これも独自の条文です。次、第 18 条。 |
| 事務局(企画政策課主査) | <p><第 18 条～第 20 条朗読></p> <p>【第 18 条～第 20 条について、特に意見なし】</p> |
| | <p><第 21 条朗読></p> |
| 石井委員 | 第 20 条でも出ていますが、「市民の福祉の増進」というのはとても行政用語チックで、第 1 条では「市民の幸福の実現」のような言い回しだったと思うので、第 1 条の表現に合わせるというのは、どうでしょうか。 |
| 松下委員長 | 私はこのままでいいかなという気がします。目的の表現をこちらに持ってくるとあまりにも砕けすぎという感じがありますね。 |

| | |
|---------------|--|
| 石井委員 | 私の感覚では「福祉の増進」というと、限定されたイメージを持ってしまい、すごく行政用語チックで、ちょっと違和感があります。他の言葉が平易になっている分だけ、ここだけ生き残っているみたいな印象を受けてしまいます。 |
| 松下委員長 | 事務局いかがですか。 |
| 事務局(企画政策課副主監) | 委員会で決定していただければと思います。 |
| 松下委員長 | 代案がないんですよね……。鵜飼さんどうですか。 |
| 鵜飼委員 | 私は、社会福祉協議会の副会長をしておりますが、「福祉」というのは幅広い意味がありますので、私は、このままで結構かと思えます。 |
| 松下委員長 | それでは、このままでいいですか。 次、第 22 条。 |
| 事務局(企画政策課主査) | 〈第 22 条朗読〉 |
| 松下委員長 | 以前議論したのは、予測を書くのはしんどいということでしたね。この条文で大方語られていれば、これでいいと思えます。よろしいですか。第 23 条。 |
| 事務局(企画政策課主査) | 〈第 23 条～第 25 条、付則朗読〉 【第 23 条～第 25 条、付則について、特に意見なし】 |
| 松下委員長 | それでは、ここで、最初にいいましたが、第 2 章と第 3 章に区切りがないんですね。1 つにして、「市民によるまちづくり」としてもいいのではないかと思えますが、いかがですか。 |
| 事務局(企画政策課副主監) | 事務局としても、一つにまとめても違和感はないと思えます。 |

| | |
|--------------------|--|
| <p>松下委員長</p> | <p>よろしいですか。それでは、その他全体を通していかがですか。よろしいですか。それでは、次の段取りも含めて事務局からお願いします。</p> |
| <p>事務局(企画政策課長)</p> | <p>熱心にご議論いただきありがとうございました。次回、今回ご議論いただきました内容について、修正案をご確認いただき、答申案とさせていただきたいと思います。その後、2月7日に、少し時間を取りまして、市長との懇談の時間をとりたいと考えております。次回は、2/7の予定についても、説明させていただこうかと思っております。次回は、1月24日(日)午後1時30分より、会場は尾西生涯学習センター6階大ホールです。次回を含めて開催はあと2回でございます。よろしく申し上げます。以上でございます。</p> |
| <p>松下委員長</p> | <p>パブリックコメントなど、このあとについては、次回の時にお話しましょうか。ありがとうございました。</p> <p><u>会議終了 (15:00)</u></p> |